

株 主 各 位

東京都港区六本木二丁目4番5号
弁 護 士 ド ッ ト コ ム 株 式 会 社
代表取締役社長 兼 CEO 元 榮 太 一 郎

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）営業時間の終了時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目13番12号 東京平河町ビル1階
(TKPガーデンシティ永田町)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第10期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項
第 1 号 議 案 定款一部変更の件
第 2 号 議 案 取締役5名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://corporate.bengo4.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月 31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策や金融政策の効果などにより円安や株高が進み、まだ先行きの不透明感は拭えないものの、企業収益の改善や個人消費の持ち直しの動きが見られ、景気は回復傾向にあります。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の需要が好調に推移していることに後押しされ、インターネット利用人口は平成25年末時点で10,044万人（前年比4.1%増）と継続的に増加しております。また、平成26年12月末時点の移動系通信の契約数は、1億5,475万回線（前期比1.1%増）と増加が続いております。（出所：総務省「情報通信白書平成26年度版」「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第3四半期（12月末））」）。

このような事業環境のもと、当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めた結果、平成27年3月における月間訪問者数は666万人（前年同月比59.1%増）となりました。これにより、当事業年度末時点の「弁護士ドットコム」の会員登録弁護士数が8,049人（前年同月比20.5%増）、そのうち、弁護士マーケティング支援サービスの有料会員登録弁護士数が1,564人（前年同月比128.3%増）となりました。また、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が46,556人（前年同月比49.6%増）となり、各サービスの会員数の増加が順調に推移しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は690百万円（前事業年度比136.9%増）、営業利益157百万円（前事業年度比930.3%増）、経常利益156百万円（前事業年度比939.5%増）、当期純利益112百万円（前事業年度比739.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、77,903千円であり、その主なものは、本社移転に伴う有形固定資産の購入にかかるものが23,925千円（建物が8,989千円、

工具、器具及び備品が14,628千円)、および当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが53,939千円であります。

(3) 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による370,000株の新株発行により418,692千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）168,000株により190,108千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

① 収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社は「弁護士ドットコム」における弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

② システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社はインターネットメディア事業を展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可

能となるように努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第10期 当事業年度
	(平成24年 3 月期)	(平成25年 3 月期)	(平成26年 3 月期)	(平成27年 3 月期)
売 上 高	142,560 千円	159,556 千円	291,389 千円	690,281 千円
経常利益又は経常損失 (△)	7,515 千円	△15,798 千円	15,077 千円	156,729 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	7,335 千円	△16,088 千円	13,408 千円	112,609 千円
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△)	1.22 円	△2.55 円	2.02 円	16.45 円
総 資 産	41,160 千円	145,802 千円	209,782 千円	1,027,795 千円
純 資 産	665 千円	104,977 千円	159,760 千円	881,170 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	0.11 円	16.11 円	23.86 円	121.85 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成25年2月20日付で1株につき19株の株式無償割当てを、平成25年9月25日付で1株につき499株の株式無償割当てを行っております。第7期の期首に当該株式無償割当てが行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成27年 3 月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	「弁護士ドットコム (bengo4.com)」 「税理士ドットコム (zeiri4.com)」の運営

(9) 主要な事業所（平成27年 3 月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区六本木二丁目 4 番 5 号

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	15名増	32.4歳	2.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（契約社員を含んでおります。）であります。
2. 従業員数が最近 1 年間に於いて15名増加したのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成26年 7 月 1 日付をもって、本社を東京都港区六本木二丁目 4 番 5 号に移転いたしました。

当社は、平成26年12月11日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は417,440千円になりました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,231,400株

(3) 株主数 2,582名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
T I M 株 式 会 社	3,346,300	46.27
元 榮 太 一 郎	1,893,700	26.18
株 式 会 社 D G イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン	440,000	6.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	136,300	1.88
株 式 会 社 S B I 証 券	93,700	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	59,400	0.82
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	46,000	0.63
杉 山 慎 一 郎	43,000	0.59
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING	41,200	0.56
松 井 証 券 株 式 会 社	38,900	0.53

(注) 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付でA種優先株式を廃止するとともに、発行可能株式総数を普通株式8,000,000株増加しております。
- ② 平成26年8月6日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。
- ③ 平成26年12月10日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が7,063,400株となり、資本金および資本準備金がそれぞれ209,346千円増加しております。
- ④ 平成27年1月9日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が7,231,400株となり、資本金および資本準備金がそれぞれ95,054千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		平成26年6月11日	平成26年6月11日
新株予約権の数		1,541個	77個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 154,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり233円	1株当たり233円
新株予約権の行使期間		平成28年6月13日から 平成36年5月31日	平成28年6月13日から 平成36年5月31日
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,471個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 147,100株	目的となる株式の数 0株
		保有者数 2名	保有者数 0名
	社外取締役	新株予約権の数 70個	新株予約権の数 0個
		目的となる株式の数 7,000株	目的となる株式の数 0株
		保有者数 1名	保有者数 0名
	監査役	新株予約権の数 0個	新株予約権の数 77個
		目的となる株式の数 0株	目的となる株式の数 7,700株
		保有者数 0名	保有者数 3名

		第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権		
発行決議日		平成26年 8 月 6 日	平成26年 9 月10日		
新株予約権の数		171個	9 個		
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 17,100株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 900株 (新株予約権 1 個につき100株)		
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 株当たり 233円	1 株当たり 233円		
新株予約権の行使期間		平成28年 8 月 8 日から 平成36年 5 月31日	平成28年 9 月12日から 平成36年 5 月31日		
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	0 個	新株予約権の数	0 個
		目的となる株式の数	0 株	目的となる株式の数	0 株
		保有者数	0 名	保有者数	0 名
	社外取締役	新株予約権の数	171個	新株予約権の数	9 個
		目的となる株式の数	17,100株	目的となる株式の数	900株
		保有者数	1 名	保有者数	1 名
監査役	新株予約権の数	0 個	新株予約権の数	0 個	
	目的となる株式の数	0 株	目的となる株式の数	0 株	
	保有者数	0 名	保有者数	0 名	

(注) 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

1. 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
2. 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
3. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成26年6月11日	平成26年8月6日
新株予約権の数		690個	5個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 69,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり233円	1株当たり233円
新株予約権の行使期間		平成28年6月13日から 平成36年5月31日	平成28年8月8日から 平成36年5月31日
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 695個 目的となる株式の数 69,500株 交付者数 25名	新株予約権の数 5個 目的となる株式の数 500株 交付者数 1名

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		平成26年9月10日	平成26年10月8日
新株予約権の数		20個	96個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 9,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり233円	1株当たり233円
新株予約権の行使期間		平成28年9月12日から 平成36年5月31日	平成28年10月10日から 平成36年5月31日
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 20個 目的となる株式の数 2,000株 交付者数 1名	新株予約権の数 96個 目的となる株式の数 9,600株 交付者数 8名

(注) 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

1. 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
2. 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
3. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
元 榮 太一郎	代表取締役社長 兼 CEO	弁護士法人法律事務所オーセンス代表社員 TIM株式会社代表取締役 TIM 2 株式会社代表取締役
水 木 孝 幸	取締役 COO	
杉 山 慎一郎	取締役 CFO	
石 丸 文 彦	取締役	株式会社デジタルガレージ執行役員 株式会社DGインキュベーション取締役 株式会社OpenNetworkLab代表取締役
村 上 敦 浩	取締役	株式会社カカコム取締役
唐 樋 和 明	常勤監査役	
須 田 仁 之	監査役	有限会社スダックス取締役
阿久津 操	監査役	株式会社ココブリーズ代表取締役

- (注) 1. 取締役石丸文彦氏および村上敦浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役唐樋和明氏、監査役須田仁之氏および阿久津操氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役唐樋和明氏は、長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役石丸文彦氏および村上敦浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
①平成26年6月11日開催の第9回定時株主総会において、阿久津操氏が監査役に選任され就任いたしました。
②平成26年8月6日開催の臨時株主総会において、村上敦浩氏が取締役に選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 5 名	24, 200千円
監査役 3 名	10, 350千円
うち社外役員 5 名	11, 750千円

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 取締役 石丸文彦氏

取締役石丸文彦氏の兼務先である株式会社DGインキュベーションは、当社の株主であり、同社サービス利用に係る取引関係がありますが、その取引額は年間10万円未満と僅少であります。また、同氏の兼務先である株式会社デジタルガレージおよび株式会社OpenNetworkLabは、当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 取締役 村上敦浩氏

取締役村上敦浩氏の兼務先である株式会社カカコムは、当社の株主であります。

ハ. 監査役 唐樋和明氏

監査役唐樋和明氏は、当社以外の会社との兼職はありません。

ニ. 監査役 須田仁之氏

監査役須田仁之氏の兼務先である有限会社スダックスは、当社との間に特別の関係はありません。

ホ. 監査役 阿久津操氏

監査役阿久津操氏の兼務先である株式会社ココブリーズは、当社との間に特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取 締 役 石 丸 文 彦	当事業年度に開催された取締役会28回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 村 上 敦 浩	平成26年8月6日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 唐 樋 和 明	当事業年度に開催された取締役会28回の全てに出席し、また、監査役会23回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 須 田 仁 之	当事業年度に開催された取締役会28回の全てに出席し、また、監査役会23回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 阿 久 津 操	平成26年6月11日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席し、また、監査役会23回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して上場申請書類の作成等にかかる助言業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ハ. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。

ニ. 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ホ. 内部監査の担当者を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

ヘ. 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。

ト. 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、管理部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。
- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、会社に必要な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報に係る規程に定めるものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑨ その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。
財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

イ。「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

ロ．反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

ア) 反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。

イ) 外部専門機関との連携体制を確立する。

ウ) 反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対策マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。

エ) 取引規約に暴力団排除条項を導入する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は優秀な人材の採用等の必要運転資金として内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	951,905	流 動 負 債	146,624
現 金 及 び 預 金	807,132	未 払 金	34,087
売 掛 金	130,121	未 払 費 用	25,490
貯 蔵 品	1	未 払 法 人 税 等	53,006
前 払 費 用	12,330	未 払 消 費 税 等	24,709
繰 延 税 金 資 産	5,412	前 受 金	5,329
そ の 他	28	預 り 金	3,992
貸 倒 引 当 金	△3,120	そ の 他	7
固 定 資 産	71,268		
有 形 固 定 資 産	21,490		
建 物	8,046	負 債 合 計	146,624
工 具、器 具 及 び 備 品	13,136	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	307	株 主 資 本	881,170
無 形 固 定 資 産	32,613	資 本 金	417,440
ソ フ ト ウ エ ア	30,687	資 本 剰 余 金	383,134
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,592	資 本 準 備 金	383,134
商 標 権	334	利 益 剰 余 金	80,595
投 資 そ の 他 の 資 産	17,163	そ の 他 利 益 剰 余 金	80,595
敷 金 及 び 保 証 金	14,981	繰 越 利 益 剰 余 金	80,595
長 期 前 払 費 用	662		
繰 延 税 金 資 産	1,519		
繰 延 資 産	4,621		
株 式 交 付 費	4,621	純 資 産 合 計	881,170
資 産 合 計	1,027,795	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,027,795

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から)
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		690,281
売 上 原 価		72,433
売 上 総 利 益		617,847
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		460,636
営 業 利 益		157,210
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	49	
違 約 金 収 入	220	
雑 収 入	1	271
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	752	752
経 常 利 益		156,729
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	177	177
税 引 前 当 期 純 利 益		156,551
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	50,874	
法 人 税 等 調 整 額	△6,931	43,942
当 期 純 利 益		112,609

株主資本等変動計算書

（平成26年 4 月 1 日から）
（平成27年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金		
				繰越利益剰 余金	合計		
平成26年 4 月 1 日残高	113, 040	78, 734	78, 734	△32, 014	△32, 014	159, 760	159, 760
事業年度中の変動額							
新株の発行	304, 400	304, 400	304, 400	—	—	608, 800	608, 800
当期純利益	—	—	—	112, 609	112, 609	112, 609	112, 609
事業年度中の変動額合計	304, 400	304, 400	304, 400	112, 609	112, 609	721, 410	721, 410
平成27年 3 月31日残高	417, 440	383, 134	383, 134	80, 595	80, 595	881, 170	881, 170

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月15日

弁護士ドットコム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 修 司 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 長 南 伸 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

弁護士ドットコム株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	唐 樋 和 明	㊞
監 査 役（社外監査役）	須 田 仁 之	㊞
監 査 役（社外監査役）	阿 久 津 操	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- ② 平成27年5月1日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条（取締役の責任免除等）および第40条（監査役の責任免除等）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～10. （条文省略） （新 設） （新 設） （新 設） （新 設） （条文省略） 11. （略） （取締役の責任免除等） 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 （略） （監査役の責任免除等） 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（目的） 第2条 （現行どおり） 1. ～10. （現行どおり） 11. <u>損害保険会社、その他保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理</u> 12. <u>損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務</u> 13. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売及び保守管理</u> 14. <u>有価証券の取得、保有、投資及び運用</u> 15. （現行どおり） （略） （取締役の責任免除等） 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 （略） （監査役の責任免除等） 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	もと え たいちろう 元 榮 太一郎 (昭和50年12月14日生)	平成13年10月 平成17年1月 平成17年7月 平成24年7月 平成25年2月 平成26年3月	アンダーソン・毛利法律事務所（現：アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 元榮法律事務所（現：弁護士法人法律事務所オーセンス）設立 オーセンングループ株式会社（現：当社）設立 当社代表取締役就任（現任） TIM株式会社（現：TIM2株式会社）設立 代表取締役就任（現任） 弁護士法人法律事務所オーセンス代表社員就任（現任） TIM株式会社設立 代表取締役就任（現任） (現在当社代表取締役社長兼CEO) [重要な兼職の状況] 弁護士法人法律事務所オーセンス 代表社員 TIM株式会社 代表取締役 TIM2株式会社 代表取締役	1,893,700株
2	みず き たかゆき 水 木 孝 幸 (昭和48年11月12日生)	平成8年4月 平成12年4月 平成12年10月 平成14年1月 平成20年9月 平成23年12月 平成25年7月 平成25年9月	株式会社ヤクルト本社入社 日本インテレクト株式会社入社 鎌倉エフエム放送株式会社入社 株式会社ミュージックエアポート入社 LivingImage Inc. C00就任 株式会社ウィール（現：株式会社デジタルガレージ）取締役就任 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任） (現在当社取締役C00)	一株
3	すぎ やま しんいちろう 杉 山 慎一郎 (昭和49年2月20日生)	平成9年4月 平成13年8月 平成20年4月 平成22年7月 平成23年6月 平成25年7月 平成25年9月	特種製紙株式会社（現：特種東海製紙株式会社）入社 パシフィックマネジメント株式会社入社 株式会社エスクリ入社 同社執行役員管理本部長就任 同社取締役兼上級執行役員管理本部管掌兼管理本部長就任 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任） (現在当社取締役CF0)	43,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
4	いしまる ふみひこ 石 丸 文 彦 (昭和50年5月7日生)	平成11年4月 平成13年10月 平成15年7月 平成17年6月 平成22年4月 平成24年1月 平成24年6月 平成24年7月 平成25年9月 平成26年7月 平成26年8月 平成27年1月	株式会社ジャフコ入社 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメンツ入社 株式会社カカココム入社 スパークス・グループ株式会社入社 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ入社 株式会社デジタルガレージ執行役員就任(現任) 株式会社DGインキュベーション取締役ManagingDirector就任 株式会社OpenNetworkLab取締役就任 当社取締役就任 株式会社アイリッジ取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) 株式会社DGインキュベーション取締役COO就任(現任) 株式会社OpenNetworkLab代表取締役就任(現任) Peatix, inc. Outside Director 就任(現任)	一株
		(現在当社取締役) [重要な兼職の状況] 株式会社デジタルガレージ 執行役員 株式会社DGインキュベーション 取締役 株式会社OpenNetworkLab 代表取締役		
5	むらかみ あつひろ 村 上 敦 浩 (昭和50年1月9日生)	平成10年5月 平成14年10月 平成16年10月 平成24年6月 平成26年8月	アンダーセンコンサルティング株式会社(現：アクセンチュア株式会社) 入社 株式会社アロウズコンサルティング(現：EYアドバイザリー株式会社) 入社 株式会社カカココム入社 同社取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	一株
		(現在当社取締役) [重要な兼職の状況] 株式会社カカココム 取締役		

- (注) 1. 元榮太郎氏は、弁護士法人法律事務所オーセンスの代表社員であり、当社と同法人との取引関係は、当社の同法人のサービス利用ならびに同法人の当社の弁護士マーケティング支援サービスおよび広告その他サービスの利用であります。
2. 当社は、石丸文彦氏が取締役COOを務める株式会社DGインキュベーションとの間で、同社サービス利用に係る取引関係がありますが、その取引額は年間10万円未満と僅少であります。
3. その他の候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
4. 石丸文彦氏、村上敦浩氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は石丸文彦氏、村上敦浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 石丸文彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。
村上敦浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のコンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。
6. 石丸文彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年9ヵ月となります。
村上敦浩氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10ヵ月となります。

7. 村上敦浩氏は、過去2年間に、当社より顧問としての報酬を受けておりましたが、平成26年8月の当社取締役就任前に当該顧問契約は解約しており、今後も受ける予定はありません。
8. 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第29条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在石丸文彦氏、村上敦浩氏と責任限定契約を締結しております。石丸文彦氏、村上敦浩氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

[illegible]

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区平河町二丁目13番12号
東京平河町ビル 1 階
(TKPガーデンシティ永田町)
電話 03-3221-6907



●交通機関のご案内

- ◆東京メトロ 有楽町線、南北線、半蔵門線『永田町駅』4番出口 徒歩4分
- ◆東京メトロ 半蔵門線『半蔵門駅』1番出口 徒歩5分
- ◆東京メトロ 丸ノ内線、銀座線『赤坂見附駅』D出口 徒歩9分